

# 告示

埼玉県告示第千二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）インセンスモール西ブロック（二工区）

埼玉県春日部市下柳字古川端七百五十 三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

・店内に設置する防犯カメラの位置、駐車場の車上狙い対策等について、警察署担当者と現場実査のうえ、協議してください。

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月二十四日から平成二十五年十月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター